

掲 示 第 9 5 号

関税法第37条第2項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり石垣港指定
保税地域の一部取消しを行ったので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月16日

沖縄地区税関長 神 谷 洋 一

記

1. 石垣港指定保税地域において一部取消しを行った建築物

名 称：石垣港旅客ターミナル 2階旅具検査場

所在地：沖縄県石垣市浜崎町3丁目4

区 分：建築物

構 造：鉄筋コンクリート2階建

面 積：202.70平方メートル

2. 一部取消し年月日

令和8年10月1日